# 後見の社会化を推進していくための取組 - ドイツと日本の後見支援組織の事例研究を通して-

日本福祉教育専門学校 金井 直子(6301)

権利擁護・後見支援組織・市民後見人

#### 1. 研究目的

身近な地域社会で権利擁護活動が活発に行われるためには、地域住民自らが権利擁護活動に積極的に参加することが求められている。そして、2011(平成23)年6月に改正された老人福祉法により、現在、市町村において市民後見人の養成が行われている。また今後、これらの「後見の社会化」を進めていくためには、地域において市民後見人を支援していく組織が必要になるといえる。

## 2. 研究の視点および方法

地域においてどのように市民後見人の育成・支援に関わっていくのか、2011 (平成 23) 年9月に訪問したドイツの世話社団<sup>1)</sup> において名誉職世話人<sup>2)</sup> (以下、「ボランティア世話人」という)の活動を支援しているソーシャルワーカーへのインタビュー調査と 2013 (平成 25) 年12月に市民後見人の養成及び支援を行っている市町村の権利擁護センターの社会福祉士等の担当者からの説明や聞き取りをもとに得られた所見により考察を行う。

### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、個人情報保護に留意し、聞き取った結果については、忠実に記載し、また文献を引用する場合には、それらの原著を明らかにした。

#### 4. 研究結果

(1) ドイツにおけるボランテイア世話人の後見支援

①ボランティア世話人候補者に対して、働きたい場所等に希望を聞き、また事前に被世話人に会ってもらい、互いにわかり合った上で、裁判所に紹介する。②就任前には、講習会を開催し、就任後にも定期的な講習会を行っている。③ボランテイア世話人は、自発的意思に基づき社会貢献活動として様々な人間を相手に世話にあたっている。この仕事は、決して楽な仕事ではなく、世話する人の意識や目標設定が大切になるため、ソーシャルワーカーであり職業世話人であるスタッフが、ボランテイア世話人の相談・助言を週に6~8人程度行い、また負担が重いケースを抱えている場合には月に1回程度の話し合いを行っている。④ボランテイア世話人の選任については、コミュニケーション能力があること、適切な判断ができること、適切に財産管理ができる世話人を選任し登録している。

このようにドイツの世話社団では、被世話人にとってよりよき世話が可能となるために、 裁判所や行政(世話役所)と連携を通して、ボランテイア世話人の自発的な社会貢献に関

する意思と様々な能力を評価しながら、相談・助言、研修などを通して支援していること が理解できた。

- (2)日本における市民後見人の後見支援
- ①後見活動のバックアップ体制として、活動支援の体制を重視しており、具体的には、定期的な報告とアドバイス、日常的なサポート、専門相談、賠償保険加入等である。
- ②養成研修・フォローアップ研修としては、県が主催する「市民後見人養成基礎研修」を活用し、また専門(実務)研修を市が独自に実施しており、社会資源の活用・工夫により地方の市町村であっても養成研修が実施可能ではないかと思われる。また登録者のフォローアップ研修においては、受任するまでの間に実務訓練を重視し、併せて、登録者の士気を維持し実務能力を高めるために、定期的に研修会を実施し、また希望者には法人後見支援員として従事してもらったりしている。③専門職や専門団体との関わりについては、弁護士や司法書士を確保しながら、受任調整や専門相談を行っている

## 5. 考察

今後の認知症高齢者の急増等に対しての権利擁護の確保の問題、そして親族後見人の減少と専門職後見人の不足などの問題とともに、地域における権利擁護活動を進めていくためには、後見の社会化を推進していくことが求められる。そのためには、市町村が置かれたそれぞれの状況のなかで、住民の福祉と人権、権利を擁護するために、後見支援組織がリーダーシップを取り、家庭裁判所や行政機関、そしてNPO等の民間機関や専門職及び専門職団体、また地域住民や市民後見人等が密接な連携や協働を行いながら、それらを取りまとめ、様々な知恵と方法を考えていき、それらを可能にしていくことが求められる。そしてそのためには、地域に対しての制度の正しい理解と啓発活動も欠かせない。

注)

1)世話社団はドイツ民法で規定しており、①社団の世話人のよる世話の遂行、②社団による世話の遂行、③名誉職世話人の計画的獲得、④その職務に関する名誉職世話人の指導、⑤名誉職世話人のための専門教育の提供、⑥名誉職世話人への助言、⑦予防的代理権および世話に関する指定についての啓発活動、⑧世話事務における共同作業のための地域互助組織への協力である。しかし、名誉職世話人の世話社団への参加は義務ではないし、必須とされているわけではないとのこと。ベーレム、レルヒ・レエースルマイヤー、ヴァイス編訳(社)日本社会福祉士会、漢訳新井誠、解題上山泰『ドイツ成年後見ハンドブックードイツ世話法の概説』勁草書房2000年、P.P. 37~392)名誉職世話人とは、自ら進んで被世話人のために無償で尽力し、与えられた職務範囲内において責任を引き受けようとする人達のことを指している。選任にあたっては、名誉職世話人の考えと被世話人の要求との間の利害調整に細心の注意払う必要があるとしている。また名誉職の理想像における基本理念では、単に被世話人に対して寄与するのみあらず、社会に対しても、人間の共生の文化のために貢献するものであるとしている。上掲(2)P.P. 141~142